

第2節 「持続可能な社会」の実現に向けた広島県の取組

1 環境施策の基本理念

総合的で計画的な環境保全施策を推進するため、平成7年に「広島県環境基本条例」を制定しました。

この条例では、環境保全に関する基本理念や県民・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

広島県環境基本条例

～ 健全で恵み豊かな環境を次代に継承していくために ～

基本理念

環境の恵沢の享受と継承

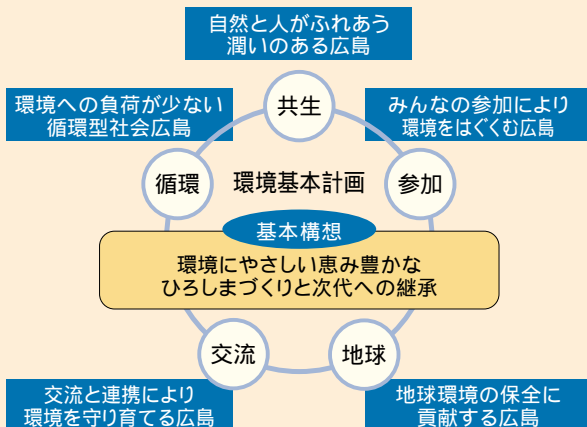
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

地球環境の保全の推進

環境基本条例の理念に則り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島県環境基本計画」を平成9年3月に策定しました。

この計画は、県が環境行政を遂行するにあたっての具体的なガイドラインを示す、環境の保全に関する総合計画であると同時に、経済社会活動やライフスタイルと深く結びついた今日の環境問題に対する県民・事業者の意識改革と自主的な取組の基本的な方向を示すものです。

広島県環境基本計画



2 新たな施策方針

今日の地球温暖化問題、廃棄物問題や自然との共生など複雑・多様化した環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を実現していくためには、県民・事業者・行政全ての活動に「環境への配慮」を織り込んでいくことが重要であることから、平成14年度は「はじめます次代のための環境づくり」の施策方針のもとに、各種の施策を展開していきます。

ひろしま環境創造

～ はじめます 次代のための環境づくり ～

県民・事業者・行政の全ての活動に「環境への配慮」を織り込み、協働して取組を進めていくための仕組みやシナリオを提示して参ります。

平成14年度は、これらの“基盤づくりの年”と位置付け、「はじめます次代のための環境づくり」の方針のもとに、ひろしまの環境創造を進めていきます。

重点的・緊急的に取り組むべき施策として、「取組みの環(わ)づくり」、「資源循環の環(わ)づくり」、「共生の環(わ)づくり」という3つの環づくりで積極的な展開を図ります。

「持続可能な社会」の実現

